

入札参加者の皆様へ

北海道建設部及び建設管理部が発注する次の委託業務において、令和5年10月1日以後に行われる入札から法定外の労災保険（保険の等級、特約の有無等は問わない）に付さなければなりません。

○対象業務

- (1) 「北海道建設部土木関係工事積算要領」を適用する全ての業務（土木系委託業務）
- (2) 「測量業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務
- (3) 「調査業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務
- (4) 「設計業務共通仕様書」を適用するもので、現場作業が発生する業務

○法定外の労災保険について

「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言います。

○道との事務手続について

受託者は、法定外の労災保険の証券の写し等を対象業務の着手前までに、業務担当員へ提出してください。

※詳しくは、北海道建設部建設政策局建設管理課のHPをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/houteigairousaihoken.htm>